

ボートレース鳴門電話投票促進業務に関する公募型プロポーザル提案実施要領

【日程】

参加申請期間 令和6年7月9日（火）～令和6年7月23日（火）正午必着
質問の受付期間 令和6年7月9日（火）～令和6年7月17日（水）正午必着
質問最終回答 令和6年7月19日（金）
参加資格確認結果の通知 令和6年7月24日（水）
業務提案書提出期間 令和6年7月25日（木）～令和6年7月31日（水）午後5時必着
提案書等の審査評価 令和6年8月上旬（予定）
審査結果通知 令和6年8月中旬（予定）
契約締結 令和6年8月中旬～下旬（予定）

1 業務概要

（1）業務名称

ボートレース鳴門電話投票促進業務

（2）目的

ボートレース鳴門電話投票促進業務の実施に際し、最も適した事業者を選定するため、プロポーザル方式により選定することを目的とする。

（3）業務内容

「ボートレース鳴門電話投票促進業務仕様書」のとおり

（4）見積限度額

総額 22,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、この金額を上回る金額で提案を行ったときは失格となる。

（5）契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、公告日を基準日として次に掲げる条件をすべて満たした者とする。なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- （2）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （3）会社更生法（平成14 年法律第154 号）、民事再生法（平成11 年法律第225 号）の規定に基づき再生または再生手続きを行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等がない者であること。
- （4）本市の入札参加資格停止期間中でないこと。
- （5）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第

77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(6) 暴力団員またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体でないこと。

(7) 役員(法人の監査役および監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体でないこと。

- ・破産者で復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・暴力団の構成員等

(8) 次のア又はイに該当する者であること。

ア 鳴門市建設工事入札参加資格業者名簿または、鳴門市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格業者名簿もしくは、鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿のいずれかに登載されている者。

イ 上記アに該当しない者で、参加申請期間内に別紙①に示す必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。

(9) 過去5年以内に地方自治体に対するデジタルマーケティングを活用した広告宣伝等業務の実績を有する者

3 参加手続き等

本件公募型プロポーザル方式による業者選定への参加希望者は、次に示す提出書類を提出期間内に提出すること。

(1) 提出書類 ・プロポーザル参加申請書(様式1)

- ・誓約書(様式2)
- ・事業者情報カード(様式3)
- ・2の(8)イに該当する場合、別紙①に記載のある各書類

(2) 提出期間 令和6年7月9日(火)～令和6年7月23日(火)正午必着

(3) 提出場所 〒772-8510 鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜48-1 ボートレース鳴門
鳴門市企業局ボートレース企画課
電話：088-685-8111 F A X：088-685-8110
E-mail：br_kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp

(4) 提出方法 ①提出場所に持参又は郵送(必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法)により提出とする。

②ボートレースの開催等にあわせた勤務日程となっているため持参による場合は事前に電話連絡の上、持参可能な日時を確認すること。郵送による場合は、事前に電話連絡の上、封筒に「ボートレース鳴門電話投票促進業務」と朱書きし、提出期間内に必着とする。

③提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(5) 提出部数 1部

- (6) 参加辞退 参加申請後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は「プロポーザル参加辞退書(様式4)」を3の(3)に定める提出場所に提出しなければならない。
- (7) 確認結果 提出書類の確認の結果、参加申請書等を提出した事業者には、令和6年7月24日(水)に提案資格確認結果通知書により参加資格結果を通知する。通知が届かない場合は、鳴門市企業局ボートレース企画課まで問い合わせること。

4 質問及び回答

本業務に関して質問がある場合は、「質問書(様式5)」により、質問内容を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年7月17日(水) 正午まで

(2) 提出先

3の(3)のとおり

(3) 提出方法

E-mailとする。

(4) 質問の回答

質問に対する回答は、令和6年7月19日(金)までに全参加事業者に対して市公式ウェブサイトにより行う。なお、電話及び口頭による個別の対応は行わない。

(5) その他

質問に対する回答は、仕様書等の記載内容の追加または修正とみなす。

5 業務提案書等の作成及び提出

(1) 作成方法等

ア 提出書類

①業務提案書{様式及び内容は5の(3)のとおり}

② 2の(9)を証する契約書の写し。ただし、契約期間、契約内容、契約者名等が確認できる状態であれば、契約金額等については伏せた状態でも差し支えない。

イ 提出期間 令和6年7月25日(木)～令和6年7月31日(水) 午後5時必着

ウ 提出場所 3の(3)のとおり

エ 提出方法 3の(4)のとおりとし、朱書き内容は「ボートレース鳴門電話投票促進業務プロポーザル提案書在中」とする。

オ 提出部数 6部{正:1部(代表者印押印のもの)、副:5部(写し)}

書式は、A4判(縦、横いずれも可)とする。なお、図面等がある場合は、A3判(折ってA4判に合わせることも認めるものとする)。

(2) 提出書類の取り扱い

ア 提出後において、内容変更及び追加は認めない。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出書類は、契約の締結に至った場合に使用するほかは優先交渉権者選定以外に使用しないものとし、鳴門市の文書管理規定等に従い責任を持って管理・廃棄を行う。

エ 提出書類は、鳴門市情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合があるが、企業秘密など公開することで提案者に不利益のある恐れのあるものについては、公開しないこととする。

オ 優先交渉権者選定後、業務提案書に記載された事項をもとに、契約締結に向けて仕様書の内容についての協議を行うこととする。

カ 提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 業務提案書の様式及び内容

ア 様式

① 任意の様式とする。{(a) 業務提案書表紙、(c) 見積書、(e) 業務実績調書}を除く。

② A4サイズ用の紙を基本とし、1冊に左綴りで作成する。(一部A3判可)

③ フォントの制限はないが、見やすさに配慮すること。

④ ページ番号、目次、インデックス等を活用した見やすい製本とする。

イ 内容 仕様書等の内容を踏まえた上で、次表(a)から(e)の書類を作成し、提出すること。

	様式名	様式番号	作成サイズ等
(a)	業務提案書表紙	様式6	A4 1枚
(b)	業務提案書	任意	任意
(c)	見積書	様式7	A4 1枚
(d)	見積書内訳	任意	任意
(e)	業務実績調書	様式8	A4 1枚

6 業務提案書等の評価基準

(1) 得点化方法

ア 提案事項 参加者からの提案事項に関して、「評価項目及び配点」に示す評価事項ごとの視点から、次の6段階評価を行い、得点化する。

評 価		得点化方式
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	普通である	配点×0.60
D	やや劣っている	配点×0.40
E	劣っている	配点×0.20
F	提案なし	配点×0

イ 見積金額の得点化方法

得点＝{（最も低い見積金額）／（当該事業者の見積金額）}×配点

※得点は、小数点以下第2位（小数点以下第3位を四捨五入）まで算定

（２）評価項目及び配点

事項	評価項目	評価の視点	配点
業務実績に関する事項	成果	類似の業務において十分な成果をあげているか	10
業務履行に関する事項	業務内容の理解	業務目的及び仕様書に定める要件を正確に理解した提案内容となっているか	15
	業務執行体制	提案の実施に必要な体制が整えられているか	10
	業務執行計画	提案業務が効率的に期間内に完了できる計画となっているか	10
	提案の有効性	ターゲットとする顧客層の誘因に適した広告宣伝の提案であるか	30
	業務の評価	仕様書に定める業務内容の効果検証が適切に行われるか	15
提案見積に関する事項	提案見積金額	提案内容に対して見積金額が妥当であるか	10
合計			100

7 受託者の決定方法

- （１） ボートレース鳴門電話投票促進業務事業者プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、選定委員会の委員の評価点の合計（以下「総得点」という。）が第1位の提案者を優先交渉権者とする。
- （２） 選定委員会による提案内容の審査は、プレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリングを実施する。ただしオンラインでの実施もあるものとする。プレゼンテーションの日時等の詳細は後日通知する。
- （３） 優先交渉権者を特定したときは、提案者全員に対し次の事項を通知する。また、審査結果は、本市公式ウェブサイトにて公表する。
 - ア 優先交渉権者の総得点
 - イ 自己の総得点と順位
 - ウ 今後の手続きについて（優先交渉権者のみ）
- （４） 優先交渉権者上位から契約に向けた協議を行い、双方合意の時点で鳴門市公営企業管理者企業局長（以下、「企業局長」という。）が受託者として決定する。
- （５） 本市と優先交渉権者の協議が不調となり、契約締結に至らない事態となった場合には、選定において評価点が高かった事業者から順に契約に向けた協議ができるものとする。

8 契約手続き

- (1) 企業局長は、仕様書及び提案書に基づき優先交渉権者と協議し、令和6年8月下旬を目途に契約を締結する。
- (2) 委託契約
 - ア 契約保証金は、免除する。
 - イ 契約の手続きは、鳴門市契約に関する規則の規定による。
- (3) 契約解除
 - ア 企業局長は、契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合、契約を解除できるものとする。
 - イ 企業局長は、受託者が提案書に記載した事項を達成する意思が認められないなど、提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

9 留意事項

- (1) 失格要件
 - ア 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - イ 提出書類の作成に関して不正な行為が認められた場合
 - ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (2) その他
 - ア 本市が提供した資料は、本市の許可なく公表、使用してはならない。
 - イ 本件に係る手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - ウ 提案者が1名であっても提出書類の評価を実施し、提案見積に関する事項を除く配点の合計点（90点）の60%以上を獲得した場合は、優先交渉権者として決定する。

10 問い合わせ先

〒772-8510 鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜 48-1
鳴門市企業局ポータル企画課 担当：武市、宮橋
電話：088-685-8111 FAX：088-685-8110
E-mail：br_kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp